

武蔵野霊園使用規則

- 第 1 条 武蔵野霊園を使用される方は、この規則を承認の上、使用することができます。
- 第 2 条 本霊園墓地は、墳墓の用に供する目的以外には使用できません。
- 第 3 条 本霊園は宗教宗派を問わず何人も使用することができます。
- 第 4 条 本霊園を使用される方は、墓地使用申込書に所定事項を明示し、住民票を添え、別に定めた永代使用料及び管理料を所定の時期に納入し、使用承認証（以下承認証という）の交付を受けて下さい。
- 第 5 条 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに届出て、訂正を受けて下さい。
- 第 6 条 承認証を紛失又は汚損した場合は、別に定める再交付手数料を添えて、承認証の再交付を受けて下さい。
- 第 7 条 墓地の使用権を承継する場合には、承継の事実を証する戸籍謄本等の書類及び別に定める手数料を添えて届出で、管理者の承認を得た上で、有効となります。
- 第 8 条 墓地の使用者が使用権を放棄するときは、原状に復し、承認証を添え、その旨書面をもって、管理者に届出て下さい。
放棄された墓地使用権は本霊園に帰属し、既納の使用料及び管理料は返還いたしません。
- 第 9 条 墓地の使用権は、第三者に譲渡、贈与又は転貸することはできません。
- 第 10 条 使用者は、毎年3月中に当年度1年分（4月1日より翌年3月末日迄）の管理料を納入していただきます。
尚、物価の変動等の事由により、管理料が不均衡となった場合は、これを変更することがあります。
- 第 11 条 管理料とは、事務管理並びに環境の整備、園内の清掃等（但し、承認証の区域を除く）霊園の管理に要する費用です。
- 第 12 条 天変地異・不可抗力による墓碑等の損害については、本霊園は責任を負いません。
- 第 13 条 埋葬場所の墓碑その他の設備は、次の基準に従って下さい。
(イ) 区画を明らかにするため、所定の期間内に石材をもって高さ0.8米以内の外柵を設けること。
- (ロ) 施工は本霊園の推奨店を御紹介します。これ以外は事前に必ず管理者の許可を得て下さい。
- (ハ) 盛土の高さは0.45米以内。
- (ニ) 墓石及び墓誌等の高さは2米以内。
- (ホ) 植木の高さは2米以内とし、若し他に迷惑を及ぼす様な場合は、管理者が整理いたします。尚、その費用は使用者の負担となります。
- (ヘ) 宗教法人等が納骨堂を設置する場合は、この規定に因らず管理者が別に定める規定により設置できます。
- 第 14 条 埋葬又は改葬する場合は、本霊園より交付を受けた承認証に、市区町村長の発行する火葬許可証又は改葬許可証を添えて、本霊園管理者に提出し、所要事項の記入を受け、所定の料金を納入して下さい。
- 第 15 条 墓地の使用者の親族以外の者を埋葬することはできません。但し、管理者の承認を得たときは、この限りではありません。
- 第 16 条 次の各項に該当する場合は、本霊園の使用承認を取消します。
(イ) 管理料を3年間納入しなかったとき。
(ロ) 第2条及び第9条に違反したとき。
(ハ) 使用者が死亡した日から3年を経過しても、祭祀を承継する者がいないとき。
(ニ) 使用者である法人又は団体等が解散したとき。
(ホ) その他本使用規則に違反したとき。
- 第 17 条 前16条により墓地の使用権を取消されたときは、無縁墳墓に改葬し、本霊園に於て祭祀をいたします。
- 第 18 条 前各条に定めのない事項については、墓地埋葬等に関する法律等によるのほか、その都度協議します。
- 第 19 条 現行関連法規が改正された場合には、本規則も改正されることがあります。